

別記

第1号様式（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

殿

住所(居所)

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

鹿児島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求に係る公文書の名称等 〔請求に係る公文書が特定できるように、公文書の名称又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。〕		
開示の実施の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事実等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。
写し等の交付の方法		<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付

注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

2 「開示の実施の方法」欄及び「写し等の交付の方法」欄は、記入せずに提出することができます。その際は、後日、別途、開示実施方法申出書により申し出てください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
事務担当課	課 担当
備 考	

第2号様式（第3条関係）

公文書全部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る 公文書の名称等		
求めることができる 開示の実施の方法		
開示を実施する 日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	
開示の実施の方法 の申出に関する事項		
事務担当課	電話番号 () 内線	
備考		

- 注1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注2の手続は不要です。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

第3号様式（第3条関係）

公文書一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付で開示請求のあった公文書については、次のとおり一部を開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等		
求めることができる開示の実施の方法		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	
開示しない部分及び開示しない理由		
開示の実施の方法の申出に関する事項		
事務担当課	電話番号 () 内線	
備考		

- 注1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注2の手続は不要です。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり開示しないことを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 公文書の名称等	
開示しない理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、
 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第4条関係）

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については，次のとおり開示決定等の期間を延長したので，鹿児島県情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 公文書の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

第6号様式（第5条関係）

開示決定等期限特例適用通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書の開示決定等については、鹿児島県情報公開条例第13条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る 公文書の名称等	
60日以内に開示請求に係るすべての公文書について開示決定等を行うことができない理由	
相当の部分について 開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの公文書について 開示決定等をする期限	年 月 日まで
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のあった公文書の開示については，次のとおり事案を移送したので，鹿児島県情報公開条例第14条第1項の規定により通知します。

開 示 請 求 に 係 る 公 文 書 の 名 称 等	
移 送 を し た 実 施 機 関 及 び 事 務 担 当 課	電話番号 () 内線
移 送 を 受 け た 実 施 機 関 及 び 事 務 担 当 課	電話番号 () 内線
移 送 年 月 日	年 月 日
移 送 の 理 由	
備 考	

注 この開示請求に係る開示決定等については，移送を受けた実施機関が行います。

第8号様式（第7条関係）

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



鹿児島県では、県が保有する公文書の公開に関し鹿児島県情報公開条例を定めています。

今回、あなた（貴 ）に関する情報が記録されている公文書について開示請求がありましたので、同条例第15条第1項（第2項）の規定により通知します。

については、この公文書を開示することについて、意見がありましたら、公文書の開示に関する意見書（別紙）に記入して提出してください。

公文書の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第15条第2項に該当する場合の適用区分及び当該規定を適用する理由	・適用区分 第1号・第2号該当 ・適用する理由
あなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日まで
意見書の提出先	
備考	

注 上記提出期限までに公文書の開示に関する意見書の提出がない場合は、「開示しても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

鹿児島県情報公開条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を確保し、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条第2項及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(別紙)

公文書の開示に関する意見書

年 月 日

殿

住所(居所)

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕
電話番号 ()

年 月 日付で通知があったことについての意見は、次のとおりです。

公文書の名称等	
開示についての意見	1 開示されても支障がない。 2 開示されると支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 理由

注 「開示についての意見」欄は、「1」又は「2」のいずれか該当する番号を○で囲んでください。

なお、「2」を○で囲んだ場合には、「(1) 支障がある部分」及び「(2) 理由」も記入してください。

第9号様式（第7条関係）

開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付け 第 号で通知したあなた（貴 ）に関する情報が記録された公文書については、次のとおり開示（一部を開示）することとしたので、鹿児島県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

公文書の名称等	
開示（一部を開示）することとしたあなた（貴 ）に関する情報の内容	
開示の理由	
開示を実施する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
事務担当課	電話番号 () 内線
備考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、
 に対して審査請求をすることができますが、上記の「開示を実施する日時」までに
 に対して審査請求に併せて執行停止の申立てがない場合は、あなた（貴 ）
 に関する情報を開示することになりますので、御了承ください。

また、この決定の取消しの訴えをする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第10号様式（第10条関係）

開示実施方法申出書

年 月 日

殿

住所(居所)

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

開示の実施の方法について、鹿児島県情報公開条例第16条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

開示決定に係る通知書 の日付及び番号	年 月 日 第 号	
事務担当課		
開示の実施の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事実等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。
写し等の交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付	
備 考		

注1 公文書開示請求書を提出した際に、「開示の実施方法」欄又は「写し等の交付の方法」欄に記載されなかった場合に、この申出書を提出してください。

2 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

3 公文書の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法を、備考欄に記入してください。

更なる開示申出書

年 月 日

殿

住所(居所)

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

開示を受けた公文書について更に開示を受けたいので、鹿児島県情報公開条例第16条第4項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出に係る開示決定通知書の日付及び番号	年 月 日	第 号
事務担当課		
公文書の一部について開示の実施を求める場合は、当該開示を求める部分		
開示の実施の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 複写したものの交付 ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。
写し等の交付の方法	<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付	
備 考		

注1 公文書の開示を受けた者が更に開示を受けたい場合に、この申出書を提出してください

2 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。

3 公文書の部分ごとに異なる開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法を、備考欄に記入してください。

諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けでされた審査請求については，次のとおり鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので，鹿児島県情報公開条例第20条第2項の規定により通知します。

審 査 請 求 の 対 象 に な っ た 決 定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審 査 請 求 の 趣 旨	
諮 問 年 月 日	年 月 日
事 務 担 当 課	電話番号 () 内線
備 考	